

- ■出発日/2025年12月20日(土)
- ■旅行代金 / 13,800円 (大人お一人様・子ども同額)

(※インターネットからの予約で500円引き)

- ■募集人員/30名■最少催行人員/17名
- ■食事/夕食1回■添乗員/同行■バスガイド/なし
- ■利用バス会社/北海道中央バスグループ

おすすめポイント!

★北海道開拓の村中島宏一館長が

小樽の歴史をご案内します!

★小樽芸術村の新しい施設「浮世絵美術館」を見学します!

★小樽天狗山のロープウェイにご乗車、夜景を楽しみます!

★小樽バインにて創作料理を堪能します。飲み比べワインの

セット付き!





小質天狗山ロープウェイの 運休時の場合

夕りスマス

悪天候の影響でロープウェイが運休の場合は小樽芸術村(浮世絵美術館・ステンドグラス美術館・旧三井銀行小樽支店・似鳥美術館・西洋美術館)の5館共通入場券で好きな場所をツアーの所定時間内(120分)にご覧いただきます。

※青字は下車観光地、<mark>赤字</mark>は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。



このツアーはイオン北海道(株)発行の「ほっかいどう遺産WAON」(こよる助成金で実施しております。

https://www.cb-tours.com LINE公式アカウントを開設! 友達登録していち早く旅の情報をゲットしよう!



<ご参加される皆様へお知らせ>

- ■当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりま せん。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツア ーは出発させて頂きます。)
- ■バス座席割りは、当社で決めさせて頂きます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます。
- ■バス車内は終日禁煙とさせて頂きます。
- ■緊急連絡先:080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- ■このパンフレットが最終行程表となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

JR札幌駅南口より徒歩約10分 地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分 地下鉄大通駅31番出口徒歩約3分 さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので お間違えのないようにお越し下さい。

お申込みいたただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、 お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北高道中央バス株(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」というを締結することになります。また旅行条件は 以下によるほか、別途お渡しする旅行条件自在文)、出発前にお渡しす る最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の

部によります。 ●旅行のお申込み及び契約の成立時期

● Milyのサージスと多いない。 (1)所定申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂き

ます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、
当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
(4)申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
15万円未満 30,000円
15万円未満 30,000円

15万円未満 30,000円 所行性金20% ●団体グループ契約について (1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が向しているとみなします。 (2)契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。 (3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うこと

いればなりません。 (3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うこと が予測される債務または義務については何ら責任を負うものではあり ません。

か予測されら強務がたし複数が、こかでは同う異性を負力ものである。 は、当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後 においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者と みなします。 ・総行代金のお支払い 施行代金のお支払い 施行代金のお支払い 施行代金のおきが、 統可もかかが開映の場合は当社が指定する期日までに(お支払い下さい、 また、お客様が当社提携のカート会社のカート会員である場合、お客 様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸豊用などお支払いいただ くことがあります。この場合のカード利用日はお客様の申し出がない 限り、お客様の承諾日と数します。 ・総合体の連択 (1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方は おとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこ ども料金となります。

C も料金となります。 (2)旅行代金は、各コースこどに表示してございます。出発日とご利用 人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿
泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計
画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が
とた場合において、旅行の安全かつ円滑を実施を図るためにやむ
を得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当なり関
して線ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当なり関
うし得ないものである理由のど当該事由との因果関係を訪りして旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、
繁急の場合においてや可得ないときは変更後に説明致しまった。
「無いて金の変更
か項によりが行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約)について取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らわなければならない費用を含みますりが増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず違支・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額
を解析で契約成立後、お客様の都合て契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料(お1人様)
旅行開始日 の前日から 起算してさ かのぼって	1)21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
	2)20日目(日帰り旅行にあたって は10日目)にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の20%
	3)7日目に当たる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または 無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コース ベージ内に記載する取消料になります。 ※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取 消しになる場合も上記取消料金をお支払い頃きます。 ※お客様の部台による出発日の変更、悪法・宿泊機関等行程上の一 部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象と

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除す

(2月)合体は「単にによっな場合は成別付金して、所可実別を辞除することができます。 9契約内容の重要な変更が行われたとき ②前項に基づ施行代金が増額放定されたとき ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき。 ⑤当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

30当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき。
当社により旅行契約の解除及び催行中止
(1)あ密様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の連約金をお支払い頂きます。
(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
3.お客様が当社のあらかしめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしてないことが明らかたなったとき
2.お客様が開気、必要な介助者の不在そのたの理由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
3.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨けるおそれがあると認められたとき
3.お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
8.お客様の人数が契約書面に記載した最少権行人員に満たないとき。この場合は旅行贈始日の前日から
起算してさかのぼうて138目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知を致します。

指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がごさ す。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠

りの各様に損害を与えてこさは、の各様が吸りれば損害について類 (2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわら す損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があ ったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過 失がある場合は除きます)として賠償致します。 最終知経歴

矢かのる場合は185でロップ・ン・学科を開発します。 学科別補償 当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有 無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づ き、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故 により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害につい は、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害につい

き、お客様が募集型と画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故 により、その身体、生命または手物物に始った一定の被害こい て、以下の金銀の範囲で補償金またはお見類金を支払います。 ・死亡保証金1,500万円 ・発院見類金1~5万円 ・通院見舞金1~5万円 ・選行品提書補償金お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品 1個当たり10万円を限度とします) ・国内流行保険への加入について こだがあります。これらを担保するために、お客様に自身で十分な 飯の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険に のいては、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。 ・事故等のお申し出について ・事故等のお申し出について ・事故等のお申し出について。

ついては、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。
事就等のお申し出について
解行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、 遠述、宿泊機関等族市サービス提供会社、または、お申込み店にご 適知下さい。(もし、適知できない事情がある場合は、その事情が なくなり次第ご適知下さい。 個人情報の取扱について 当社および販売店は、脈行申込の際に提出された申込書等に記載さ れた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させてい ただくほか、お客様がお申込みされた旅行においては速送・宿泊機 関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受傷のため の手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。この他当社 及び販売店では、 ③当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン

の米29 ②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ③特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあり

旅行企画実施

北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

ず 北海道中央バス(株) シィービーツアーズカンパニー 予約センター 011-221-091

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中) 札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階 営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:15 土日祝定休 総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済 が出来ます。 下記のQRコード からお進み下さい。











総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。 この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。